

労働移動支援助成金（再就職支援奨励金）支給申請額内訳

( 枚中 枚目 )

整理番号				再就職援助計画認定日又は 2 求職活動支援基本計画書の提出日 における年齢	歳
1 支給対象者氏名					
3 申請事業主 の企業規模 (大企業・ 中小企業)	4 委託に係る 契約金額の 総額 (委託総額)	円		5 申請する支 援の区分	イ 委託開始申請分
					ロ (イ) 再就職実現申請分 (再就職支援)
					(ロ) 訓練加算
					(ハ) グループワーク加算
				ハ 再就職実現申請分 (休暇付与支援)	
イ 委託開始申請分					
・委託総額が20万円未満の場合					
定額10万円 委託総額 $\boxed{\phantom{000000}} \text{円} \text{ 又は } \boxed{\phantom{000000}} \text{円} \times 1/2 = \boxed{\phantom{000000}} \text{円}$ (中小企業事業主のみ) <span style="float: right;">[100円未満切捨]</span>					
・委託開始申請を以前に申請済みの場合は、左欄は空欄とし、下欄に前回申請を行った額を記入してください。 前回申請した委託開始申請分 <span style="float: right;">円</span> <span style="float: right;">[100円未満切捨]</span>					
$\boxed{\phantom{000000}} \text{円} \dots \text{①}$ <span style="float: right;">[100円未満切捨]</span>					
ロ 再就職実現申請分 (再就職支援)					
(イ) 再就職支援					
委託総額 (ロ) 訓練加算分 (③の額) (ハ) グループワーク加算分 (④の額) 再就職支援基本額 $\boxed{\phantom{000000}} \text{円} - \boxed{\phantom{000000}} \text{円} - \boxed{\phantom{000000}} \text{円} = \boxed{\phantom{000000}} \text{円}$					
再就職支援基本額 助成率 (該当に○) $\boxed{\phantom{000000}} \text{円} \times \left( \begin{array}{l} 1 / 4 \\ 1 / 3 \\ 1 / 2 \\ 2 / 3 \end{array} \right) \left( \begin{array}{l} 1 / 3 \\ 2 / 5 \\ 2 / 3 \\ 4 / 5 \end{array} \right) = \boxed{\phantom{000000}} \text{円} \dots \text{②}$ 【通常】 【特例措置】 <span style="float: right;">[100円未満切捨]</span>					
(ロ) 訓練加算					
訓練実施月数 (上限3か月) $\boxed{60,000} \text{円} \times \boxed{\phantom{00}} \text{か月} = \boxed{\phantom{000000}} \text{円} \dots \text{③}$					
(ハ) グループワーク加算					
$\boxed{10,000} \text{円} \dots \text{④}$					
(イ) ~ (ハ) の合計額からイの額を控除					
・②~④の合計額と「委託総額」と「60万円」の金額を比べ、いずれか低い額からイ委託開始申請分を控除する。 $\boxed{\phantom{000000}} \text{円} + \boxed{\phantom{000000}} \text{円} + \boxed{\phantom{000000}} \text{円} = \boxed{\phantom{000000}} \text{円} \dots \text{⑤}$ 「⑤の額」 「委託総額」 「60万円」 のうちもっとも低い額 <span style="float: right;">イ委託開始申請分</span> $\boxed{\phantom{000000}} \text{円} - \boxed{\phantom{000000}} \text{円} = \boxed{\phantom{000000}} \text{円} \dots \text{⑥}$ (中小企業事業主のみ) <span style="float: right;">支給申請額</span> <span style="float: right;">[100円未満切捨]</span>					
ハ 再就職実現申請分 (休暇付与支援)					
大企業5,000円、中小企業8,000円 休暇付与日数 (上限180日) 支給申請額 $\boxed{\phantom{000000}} \text{円} \times \boxed{\phantom{000}} \text{日} = \boxed{\phantom{000000}} \text{円} \dots \text{⑦}$ <span style="float: right;">[100円未満切捨]</span>					

7 支給申請額 (合計)	委託開始申請分 ①の額	再就職実現申請分 (再就職支援) ⑥の額	再就職実現申請分 (休暇付与支援) ⑦の額	支給申請額
$\boxed{\phantom{000000}} \text{円} + \boxed{\phantom{000000}} \text{円} + \boxed{\phantom{000000}} \text{円} = \boxed{\phantom{000000}} \text{円}$ (中小企業事業主のみ)				

**【提出上の注意】**

- 1 この様式は、支給対象者ごとの支給申請額を算出するものです。支給申請書（様式第3号）に添えて出してください。
- 2 この様式は、支給対象者ごとに作成してください。

**【記入上の注意】**

- 1 整理番号欄には、支給対象者ごとに通し番号を付けてください。支給対象者一覧表（様式第4号）に付した番号と一致させてください。
- 2 2欄は、当該支給対象者の再就職援助計画の認定日又は求職活動支援基本計画書の提出日における年齢を記入してください。
- 3 3欄は、支給申請書（様式第3号）に記載した企業規模を記載してください。
- 4 4欄は、当該支給対象者の委託に係る契約金額の総額（以下「委託総額」といいます。）を記入してください。
- 5 5欄は、申請する助成対象となる支援措置について、該当箇所に「○」を付けてください。
- 6 6欄は、支給申請額を算定します。イからハの計算は次のように行います。

イ欄 委託開始申請分（中小企業事業主のみ）・・・定額10万円又は委託総額が20万円未満の場合は委託総額の2分の1の額。以前に、当該支給対象者の委託開始申請分を申請済みの場合は、右側の欄に前回申請を行った額を記入してください。

ロ欄 再就職実現申請分（再就職支援）

（イ）再就職支援・・・「委託総額」から「（ロ）訓練加算」及び「（ハ）グループワーク加算」を除いた額を「再就職支援基本額」といいます。「再就職支援基本額」に、下表の助成率を乗じた額。

**【通常】**

助成率	大企業事業主	中小企業事業主
対象者45歳以上	1 / 3	2 / 3
対象者45歳未満	1 / 4	1 / 2

**【特例措置】（※）**

助成率	大企業事業主	中小企業事業主
対象者45歳以上	2 / 5	4 / 5
対象者45歳未満	1 / 3	2 / 3

※ 次のいずれにも該当する場合、特例措置の対象となります。

- ① 支給対象者にかかる再就職支援を委託する職業紹介事業者との契約が、次のa～cのいずれにも該当すること。
  - a 事業主が職業紹介事業者を支払う委託料について、委託開始時の支払い額が委託料の2分の1未満であること。
  - b 職業紹介事業者が支給対象者に対して、訓練を実施した場合に、その経費の全部又は一部を負担するものであること。
  - c 支給対象者の再就職が実現した場合の条件として、当該支給対象者の雇用形態が期間の定めのないもの（パートタイムを除く）であり、かつ、賃金変化率が8割以上である場合に、当該支給対象者に係る委託料について5%以上を多く支払うものであること。

- ② 支給対象者が、実際に期間の定めのない雇用（パートタイム労働者を除く）で再就職先が実現し、再就職先の賃金変化率が8割以上であった場合。

（ロ）訓練加算・・・1か月あたり60,000円を加算（3か月分を上限。訓練を実際に実施した訓練期間の初日にあたる日から最終日にあたる日（当該支給対象者の就職の内定等により予定されていた訓練が受講できなかった場合は、当該受講の最終日）までの期間により月数を算定し、1か月に満たない期間は15日以上あれば1か月とみなす。）。

（ハ）グループワーク加算・・・3回以上の実施で10,000円を加算。

（イ）～（ハ）の合計額からイの額を控除・・・（イ）～（ハ）の合計額と「委託総額」と「60万円」を比べ、もっとも低い額から「イ委託開始申請分」を除く。

ハ欄 再就職実現申請分（休暇付与支援）・・・通常賃金の額以上の額が支払われた休暇の日数を合計した数（上限180日分）に、5,000円（中小企業事業主の場合は8,000円）を乗じた額。ただし、通常賃金の額以上の額が5,000円（中小企業事業主の場合は8,000円）に満たない場合は、当該通常賃金の額に休暇の日数を乗じた額。

- 7 7欄の支給申請額（合計）は、6欄で算出した各金額の合計額です。